

令和8年度まちづくり基金 支援団体を募集します

問申

まちづくり課 協働推進係 ☎ 92-7935

申

まちづくり基本条例に規定するまちづくり計画に基づく事業で、まちづくり計画を3年ごとに見直しを実施する団体に、30万円を限度として計画の期間支援します。

町では、まちづくり活動を行う団体を支援するため、基山町まちづくり基金事業で補助金を交付しており、令和8年度の支援団体を募集します。

令和7年度は、8団体を支援しました。

※令和8年度に初めて活用を希望される場合は、3月中旬までにぜひ一度ご相談ください。細かな内容をじっくり説明させていただきます。

▽対象となる団体

町民や地域コミュニティ組織または町民活動団体で、5人以上の会員を有し、まちづくり活動をするまたは活動を開始しようとする団体

▽対象となる事業

町内で自主的、継続的に行なうまちづくりのための非常利活動で、地域課題の解決など、住みよいまちづくりのために行なう事業や、地域の特色を生かしたまちづくりのために行なう事業

▽補助の概要

一団体に対して上限20万円を、3年を限度とし、自立に向けた活動を支援します。

●スタートアップ支援 (特例)

補助期間 3年間のスタートアップ支援終了後の自立している団体において、他のまちづくり組織と連携し「事業に新たな取組みを加える」または「町全体へ活動の広がりがある」事業で、スタートアップ支援活用の3年間から、さらににまちづくり活動の発展に繋がっていく事業に対して上限10万円を、3年を限度とし支援します。

●まちづくり計画団体活動支援

まちづくり基本条例に規定するまちづくり計画に基づく事業で、まちづくり計画を3年ごとに見直しを実施する団体に、30万円を限度として計画の期間支援します。

▽募集期間

3月23日（月）～4月3日（金）

▽応募方法

必要書類（申込書、事業計画書、団体の役員名簿、活動内容の説明書類）をまちづくり課まで提出してください。

申請書等はまちづくり課で配布するほか、基山町のホームページからダウンロードできます。

▽選考方法

応募者による事業内容のプレゼンテーションと提出書類の内容により審査します。プレゼンテーションの日程は、4月上旬を予定しています。

▽審査項目

審査委員会において、主体的な活動、公益性、継続性、事業費の妥当性などをポイントに、支援する団体を決定します。

要介護認定者に係る障害者控除・特別障害者控除について

問申 プラチナ社会政策課 高齢福祉係 ☎ 85-7056 ☎ 92-7184

確定申告に使用する障害者控除対象者認定書の申請を受け付けます。

申請対象の方には、1月下旬に申請書を郵送していますので、確定申告前に申請書をプラチナ社会政策課まで提出してください。

詳しくは下の二次元コードからホームページをご覧ください。



町ホームページ

おもつに係る費用の医療費控除について

問申 プラチナ社会政策課 高齢福祉係 ☎ 85-7056 ☎ 92-7184

確定申告に使用する介護保険主治医意見書内容確認証の申請を受け付けます。

申請対象の方には、1月下旬に申請書を郵送していますので、確定申告前に申請書をプラチナ社会政策課まで提出してください。

詳しくは下の二次元コードからホームページをご覧ください。



町ホームページ

交際費執行状況

問 総務課 行政係 ☎ 92-7915

基山町町長交際費の公表に関する要綱に基づき、町長交際費の令和7年8月から12月分の執行状況について公表します。

支出種別	支出年月日 (行事の開催日等)	支出金額 (単位：円)	支出の相手方及び行事名等
会費	9月 25日	48,000	令和7年度基山経済クラブ年会費（2名分）
8～12月分合計	1件	48,000円	
令和7年度累計	4件	63,115円	